

**第1回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議専門部会 概要**  
**(手話言語条例(案)の検討)**

- 1 日 時 令和7年5月23日(金) 14:00~14:35
- 2 場 所 広島県立総合体育館 中会議室
- 3 出席者 別紙出席者一覧のとおり
- 4 次 第 別紙のとおり
- 5 会議概要 各委員の発言は、いずれも要旨である。

**(1) 開会**

事務局から委員の交代について説明

**(2) 「手話言語条例の素案(たたき台)に対する意見と対応方針(案)」について**

資料3及び資料4により、事務局から説明

(会長)

ただいまの説明について、ご意見をお願いしたい。

(委員)

1点目は、「前文」で、昭和20年に多くのろうあ者が被爆を受けて、戦後に各地区のろうあ協会が設立された。そして、手話は命を守る言語として大事にしてきた。しかし、県の対応方針(案)には、その内容が入っていないのでその理由を聞きたい。沖縄県の手話言語条例を見ると、沖縄戦による盲学校の焼失や、昭和39年から40年にかけて沖縄全域で風疹が流行し、耳の聞こえない子どもたちの出生が明らかになったことなど背景の記述があるため、広島県の事情も必ず入れて欲しい。

2点目は、「1 目的」で、「ろうあ者」と「手話を使う人たち」をまとめて一つにしているところだ。「手話言語を必要とする者」の中に、「ろうあ者」は入っていると思うが、この表現では「ろうあ者」が入っていないようなイメージに受け取られるので、「ろうあ者」という言葉をはっきり入れて欲しい。

3点目は、「4 手話の習得の機会の確保」で、二つ目の丸の文中にある「支援団体」を、一つ目の丸と同じように、「市町、障害者及び関係団体等」という表現にしてほしい。「支援団体」と「関係団体」の違いは明確には分からないが、「支援団体」というと下部組織のようなイメージ

で、「関係団体」というと対等な団体というイメージで受け止められるからだ。

4点目は、「7 推進体制」で、この推進のための協議会に、広島県ろうあ連盟も参加できるか。

(事務局)

1点目について、広島県で新たに条例を作るという意味で大変意義深いものであると考えている。一方で、被ばくや被ばくからの復興に関して、障害者がどのような苦難にあったか、どのように道を切り開いてこられたかという知見や文献を具体的に持ち合わせていないため、ご意見を反映することができなかった。また、被爆からの復興に関しての障害者のご苦労は、手話を必要とする者だけでなく、あらゆる障害者にもあったと考えているので、この後開催する「情報コミュニケーション条例」に関する検討会議の中でも、議論が必要ではないかと考えている。今後、知見や文献を調べて判断をさせていただきたい。

2点目について、「手話言語を必要とする者」の中に「ろう者」や「ろうあ者」も含まれると判断しているが、もし外出しで、ろうあ者を説明するのであれば、例えば「ろうあ者、難聴者、中途失聴者及び盲ろう者など手話言語を必要とする者」という記載も考えられるので、検討させていただきたいし、改めてご意見があれば、教えていただきたい。

3点目について、「支援者団体」と「関係団体」の使い分けについては、確かに色々な言葉が出てきて、読み手に混乱を与える可能性があるので、文言を整理させていただきたい。

4点目について、推進のための協議会の設置が正式に決まったわけではなく、これから検討を進めていくところだが、設置する際には、この条例に関係ある団体に参画していただくように調整をしたい。

(委員)

承知した。

(会長)

本日の会議の後、次の会議に向けて意見を提出する機会があると思うので、口頭でご説明していただいた四つの意見については、委員から文書で提出をお願いできるか。例えば、文言の追加についての具体例などご提案をいただけるとありがたい。

(委員)

承知した。

(会長)

「3 言語としての手話の認識」について、事務局から、県として行うことは、基本的には「努める」とせず、ここの表現で言えば「施策を講ずる」等とし、例外で、「予算措置を伴うもの」は、他の条例との整合性があるため、「努める」とするという説明があった。「3 言語としての手

話の認識」の2つ目の丸の文末についても、施策を進めるかどうかなので、「努める」は不要ではないか。

(事務局)

国でも現在法律案の検討が進められているところであり、「手話文化の保存、継承及び発展」についての法律案を見ると、「努める」という文言はなく、「講ずるもの」とされているので、県としても国の法律との整合性を確認しながら、文言を整理したい。

(会長)

あわせて、「4 手話の習得の機会の確保」も、「努める」となっているので、「努める」を外すことはできないか、検討をお願いします。

### (3) 閉会

(事務局)

資料を送付した際に、委員の皆様にお送りしたが、条例の検討に当たっては、定めようとする内容をわかりやすくし、意見交換がしやすいよう、日常使うような表現方法で文書を記載している。しかし、広島県条例としては、公示文書としてのルールに則った体裁や表現とする必要がある。今後、このための作業を県の法制部門と連携して行うので、その最終的な作業については、委員長と事務局に御一任いただきたい。また、調整の結果、検討いただいた文面が多少変更される可能性があることについても、予めご了承くださいようお願いしたい。

## 第2回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議 概要

- 1 日 時 令和7年5月23日（金）15：00～16：15
- 2 場 所 広島県立総合体育館 中会議室
- 3 出席者 別紙出席者一覧のとおり
- 4 次 第 別紙のとおり
- 5 会議概要 各委員の発言は、いずれも要旨である。

### （1）開会

事務局から委員の交代について説明

### （2）「情報コミュニケーション条例の素案（たたき台）に対する意見と対応方針（案）」について

- ・ 資料1及び資料2により、事務局から説明
- ・ 「9 事業者の役割」に記載した合理的配慮については、障害者等差別解消法で、義務化されているため、「努める」という表現について修正することを補足した。

（会長）

事務局からの説明の中で、委員のご意見を伺いたいとしているところが何点かあるため、まずはこの点について検討をしたい。

まず、「7 障害者の役割」について。「6 県民の役割」に加えて「7 障害者の役割」では「障害者個人」の役割が追加され、負担を負わせるような内容とも考えられる。事務局としては、広島県条例の特徴として定めたいとのことだが、ご意見をお聞きしたい。

（委員）

「障害者個人」に負担を負わせるような内容とも考えられることは理解をした上で、ここはメッセージのような要素があると思う。例えば、「困ったことやしんどいことがあれば、ちゃんと声に出していいんだよ」という意味合いで、「障害者個人」が要望や意見を表明していくということはいいのではないかと考える。

（委員）

特に、知的障害の人たちにとっては、何が何やらわからないということが当たり前になっているので、「こういうことを言っているんだよ、困ったことがあればちゃんと伝えようね」という文

言があると嬉しいので、「6 県民の役割」の中に、「障害者及び関係団体」と入れるのはいかがかと思うが、皆さんのご意見をお聞きしたい。

(委員)

「役割」という言葉に、引っかけがあるのではないかと感じるが、この場合では、意見を表明するというよりも、権利の主体として関わっていくという考えがよいのではないか。「子どもの権利条約」の場合は、子どもの関わりのところでは、「意見表明権」という権利を強調している。そのような考え方をしてもよいのではないか。

(会長)

意見をまとめると、文言を変えるなど表現の工夫ができるのではないかといいようか。

【意義なし。】

(委員)

「協力する」というのは、すでに「6 県民の役割」に含まれるので、当事者の意見表明権だけの表現にした方がよいのではないか。県民として協力するのは当然で、当事者としては、それに加えて要望や意見を表明してくださいということにすればよいと思う。今の案のままでは、協力という言葉が、「6 県民の役割」と「7 障害者の役割」で重複してしまうのではないかと考える。

(会長)

個人については、権利ということがわかるような表現にする一方で、関係団体については役割を持ってやっていくという内容が、条例の中にあると思うので、その違いがわかるような表現を工夫していくということでもよろしいか。今の討議を踏まえて、具体的な文言を事務局で考えるということを進めたい。

【意義なし。】

(会長)

委員からの意見の中で、まず「9 事業者の役割」は、「事業者」となっているが、具体的な例を挙げたほうがよいのではないか。また、「18 学校教育分野における環境の整備」及び「19 職場における環境の整備」で、ここでは学校教育及び職場と限られているが、人生のライフステージを考えたときに、介護についても大きな領域になるので、追加したほうがよいのではないかと意見があった。いずれも具体的な例示を入れるかどうかということになるが、委員からの意見を聞きたい。

(委員)

同様の規定が、国の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」第13条にあり、そこでは、「国及び地方公共団体は、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常

生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、障害者とその他の者の意思疎通の支援を行う者の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。このように、国の法律にも介護は含まれているので、同様に入れるべきではないかと考える。また、主語に「国及び地方公共団体は」とあるので、広島県も対象に含まれるが、どう考えるのか。

(会長)

事務局から改めて、現在の考え方について説明を求める。

(事務局)

今議論いただいている点は、条例の中でどこまで限定列挙をするかというところで、例示することによって、例示されていない部分について、温度差が生じることや、条例で書いてある分野は大事だが、書いてない分野はあまり大事ではないと受け止められてしまうことなどについて懸念を感じている。

委員からも、「すべての県民が」という部分を担保する条例の中で、範囲を限定するのはどうかという意見があった。県としても、特定の機関だけを対象とする条例ではないと受け止めているので、あえて学校と職場だけを例示するのは、適当ではないということであれば、すべての機関を対象とする意味で、「18 学校教育分野における環境の整備」及び「19 職場における環境の整備」を削除して、あらゆる場面や分野で施策を展開していくとしたらよいのではないかと考えている。そのような選択肢も含めてご検討いただきたい。

(委員)

事務局の考えも良く分かるが、温度差が出ても良いし、むしろ障害者の生活にとって重要な事業部門が挙げられていれば良いと考える。あらゆるという言葉で一般論化してしまうと、どの事業者も他人事だと思ってしまう可能性があるので、少なくとも、非常に影響が大きい考えられる事業者だけでも例示することは意味があることだと思う。

(委員)

意思疎通手段について、条例なのでどこまで記載すれば良いかを考えたが、イラストや写真、図、ピクトグラムなどを具体的に例示することによって、広く知ってもらえることになるので、影響が大きいところは具体的に記載があるとありがたい。

特に「9 事業者の役割」のうち、病院に関することだが、新病院の建設に伴いアンケートを実施したが、「障害があるから診ることができない」と言われた経験のある方が何人かいた。そういうことがあるので、まず障害を知ってもらって、何に今困っているのかということ聞き取って、それを病院の先生に伝えていただくというようなことも必要だと考える。また、間違えて誤解されて警察に引っ張られるということも結構ある。警察も分かってきていると感じるが、療育手帳さえも知らない警察の方もいた。そういうときの支援の仕方が課題で、とても大切だと思う。

う。影響の大きい事業者は、特に人権問題もあるので、記載があるとありがたい。

(委員)

既に県や市町で取り組んでいることの中に、コミュニケーションボードという活動があり、育成会や保護者の方々が各関係団体に対して、一生懸命ボードの周知に取り組んでいる。病院や警察関係、公共交通機関、買い物先に対しての周知に主に取り組んでいるが、今後も継続して周知徹底していかないといけないと考えている。前文に、「健やかな生活を維持していくための」を今回追加していただいたが、社会参加だけでなく、暮らしを支えていくための様々な工夫ということになる。「事業者」という言葉だけでは、どうしても民間企業というイメージになりやすいので、特に暮らしや命を守るところ、救急や病院、交番、治安、司法関係者にコミュニケーションの取り方を学んで欲しいという意味で具体的な名前を出すと分かりやすいのではないかと考える。

また、「18 学校教育分野における環境の整備」及び「19 職場における環境の整備」も、今の意見と同じで、特に大事な分野なので、是非ともこれまで通り入れていただきたいと思う。介護等の分野に関しても、ライフステージを考えるととても大事だが、事業者の役割の中に含んで明示していくという方法もあるのではないかとと思う。

(委員)

温度差はどうしてもあるので、それをないものにしようとしてもそう簡単にはいかないと思う。条例本体が、意識高めていくということに重点目標を置いて、そこに力を注ぐという点があっても良い。全体的にすべからず記載していることが望ましいが、具体的な取り組みの中でやっていくしかないとも思うので、温度差の議論はしないほうがよいと思う。

「事業者」という時に、役人の発想として、自分たちはその中に含まれていない。従来から「事業者」という使い方はどうか思っていたが、公共機関や公共サービス、それから個々の事業者を含めてもう少しベスト言葉を考えたほうが良いのではないかとと思う。

学校教育と職場の記載については、そこは大事なところであるから、条例の中で定義する必要があると思う。教育というと、学校教育だけではなくて、社会教育、生涯教育など全体的なことも含まれる。その中でも、学校教育は、重点的に取り組んでいただきたい分野なので、全体の流れの中で、そこを取り上げること自体は別に問題ないと思う。

(委員)

例えば「要約筆記」については、「手話等」にまとめられている。そして「等」に「要約筆記」が含まれるということは、別の条文で記述されている。このように、具体例があって、その他すべても含まれるということ、他の委員からの発言にもあったとおり、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」第13条に記載のものというように飛べば、全てが網羅できるのではないかと考える。具体例としては、ぜひ教育介護という言葉は残しておいて欲しいと考える。

私は活動を始めてもう 40 年以上になるが、介護施設に入所された方も多くいる。施設に入所されている 90 歳を超えた方から、「介護施設の人を書いてくれないから寂しい。」という訴えがあった。「教育・介護等」という言葉を入れることによって、介護施設の人にも自覚が生まれるのではないかと考え、またそれを所管する県としても指導ができると考える。

(会長)

重要だと考えられる分野や領域については、具体的に例示する必要があるのではないかとのご意見が多かったという認識でよいか。その方向で事務局において検討していただきたい。

(委員)

異議なし。

(委員)

「2 定義」を分かりやすい表現にしていきたい。「盲ろう者」という言葉を皆さんご存じだったか。目の障害か耳の障害かと思っている方が多いが、「目と耳の両方に障害がある」という表現が正しいので、「目と耳の両方に障害のある盲ろう者」が「触手話」などの方法を使って…」となるように、定義に「目と耳の両方に障害のある盲ろう者」という言葉を含めて欲しい。

(会長)

「2 定義」の部分について、どのような表現が可能か、次回の会議に向けて再度検討ということによいか。

【意義なし。】

(委員)

「2 定義」の意思疎通手段に、要約筆記の記載がないので、追加して欲しいという意見を出したところ、対応方針で「筆談・要約筆記」とする方向で調整したい」とされたが、この中点の意味がわからない。筆談と要約筆記は別のものであるため、並列にされては困る。「筆談、要約筆記」という表現でお願いしたい。

また、事務局から条例の作成作業の際に、文言を変更することがあるのでご了承いただきたいという説明があったが、行政の都合によって言葉の最後の部分を、「努める」など結局頑張ってますよという程度の表現に作り変える恐れがある。そのようにならないよう実行性のある条文にしていきたい。メディアの方も来られているが、障害者の意見を聞いてこういうことをやっていますよという単なる事実に関する記事ではなく、実際にできた条文も文言が骨抜きになっていないかどうかを必ずチェックをして、皆さんに伝えていただきたいと思う。

(委員)

条例自体は皆さんのご意見をいただきながら、とてもいいものができるだろうと思っている。ただ、同時に誰にでもわかりやすいものであって欲しいと思う。「第 5 次広島県障害者プラン」や

「第6期広島県障害者福祉計画」は、とても薄くわかりやすい内容となっているので、このように条例でもわかりやすいものがないかと思っている。「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」が、文字だけでなくイラストも含めて作られている。手話言語条例や情報コミュニケーション条例は、わかりやすい版ができているところは少ないが、豊島区で2019年に出されたという情報もある。各市町からも、意思疎通支援が認識されていないのではないかという意見もあったと思うが、障害者本人が自分たちのことだ、こんなことを伝えていけばいいんだと理解できるものがあるとありがたい。時間や予算のこともあるとは思いますが、わかりやすい版の条例がないかと思っている。

(委員)

資料1の3ページに「朗読について要整理」という記述があるが、「代筆・代読」と「朗読」というのは、「筆談」と「要約筆記」が異なるのと同じく異なるものである。「代筆・代読」はパーソナルのサービスで、「朗読」はソーシャルサービスなので、この二つが被るということはない。

(委員)

「2定義」の意思疎通手段に「文字言語」という言葉を入れていただきたい。「文字言語」とは、文字で表された言語、書きことばとも言う。「音声言語」は話しことばで、文字を書き、目で読むという経路によって伝達される言語のことだ。音声言語での情報入手が困難な中途失聴者・難聴者は、聞こえない場合や聞こえにくい場合は文字に頼る。テレビに字幕がつくようになったが、私たち全国の仲間が署名運動を起こして、放送法を改正することができた。それだけ、文字言語は必要不可欠といえる。

喋る言葉が聞こえないので、文字にするという意味を分かりやすくするために「文字言語」として入れていただくことで、皆さんに分かってもらえる。「手話言語」という言葉の意味がすぐに分かるように、「文字言語」という言葉の意味も分かるようになっていただきたいと思っている。「2定義」の意思疎通手段に「文字言語」という言葉を入れていただきたい。

(委員)

「2定義」の意思疎通手段のところ、専門用語とそうではない言葉が混在していて、言葉の使い方の整理がされていない。「朗読」のところも、現実にサービスをしている人は、朗読サービスではなく、音訳サービスという言葉を使用する。新しい言葉が専門分野で使われているのに、条例の中で古い言葉を使うと、後退した印象を受け取られてしまう点が引っかかる。

また、例えばALSの患者は、自身で言葉を発することができないため、「人工言語」を用いるということもある。全体的に言葉の整理をどうするかということをもう少し考えて欲しい。

(会長)

「2定義」の意思疎通手段については、現在は各団体から出た要望を列挙しているが、今後条例を仕上げていく中で、再整理が必要という意見を承った。次回に向けての検討課題とした。

### (3) 閉会

(事務局)

先ほど、委員から事務局に一任することへ懸念があるという意見があったが、条例の検討に当たっては、定めようとする内容をわかりやすくし、意見交換がしやすいよう、日常使うような表現方法で文書を記載している。しかし、広島県条例としては、公示文書としてのルールに則った体裁や表現とする必要がある。今後、このための作業を県の法制部門と連携して行うので、その最終的な作業については、委員長と事務局に御一任いただき、皆様にも、報告させていただきたいと考えている。調整の結果、検討いただいた文面が多少変更される可能性があることについても、予めご了承いただくようお願いしたい。

また、第2回検討会議が始まる前に、手話言語条例に関する第1回専門部会を開催した。そこでは、前文について、原爆や戦争のことについても記載したらどうかという意見があり、今後団体から具体的な意見をいただき、どのような文面がいいかを調整することになると考えている。情報コミュニケーション条例についても、来週早々にももう一度皆様に対して意見照会させてもらいたいと考えているので、次回の会議まで時間がない中で申し訳ないが、ご協力をお願いしたい。

(事務局)

本日いただいた意見については事務局としても重く受け止めている。次回の会議までに改めて整理し、お示しをさせていただく。

今後の条文の整理の中では、これまでの間に議論いただいた「努める」等の文言については、整理作業によって決して薄まることのないよう注意をする。

また、条例については、あらゆる障害特性に応じて、皆様にお届けできるような工夫も検討する。

今後、検討のスケジュールがかなり厳しくなるが、引き続きご理解とご協力をお願いする。

手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の  
第2回検討会議及び第1回専門部会 参加者名簿

※敬称略、県職員を除き五十音順

	所 属	氏 名(職)	専門部会
1	広島盲ろう者友の会	大杉 勝則(理事長)	○
2	広島県手をつなぐ育成会	金子 麻由美(会長)	
3	広島県視覚障害者団体連合会 広島県立視覚障害者情報センター(代理)	金岡 峰夫(常務理事兼事務局長)	
4	広島自閉症協会	金丸 博一(理事)	
5	広島県身体障害者団体連合会	川中 克幸(会長)	○
6	広島県要約筆記サークル連絡会	小西 博之(会長)	○
7	広島県ろうあ連盟	迫田 和昭(理事長)	○
8	広島県難聴者・中途失聴者支援協会	伊達 元一郎(理事長)	○
9	広島難病団体連絡協議会	西河内 靖泰(会長)	
10	県立広島大学保健福祉学部保健福祉学科	長谷川 純(准教授)	○
11	広島県精神保健福祉家族会連合会	原田 勉(理事)	
12	呉市福祉保健部障害福祉課	森島 秀隆(課長)	○
13	広島県手話通訳問題研究会	宥免 千英子(理事長)	○
14	広島県教育委員会事務局特別支援教育課(代理)	大野 寿久(指導係長)	○
15	広島県立広島中央特別支援学校	大元 みどり(校長)	
16	広島県立広島南特別支援学校	秋山 努(校長)	○
17	広島県健康福祉局	山縣 真紀(地域共生社会推進担当部長)	○
事 務 局	広島県健康福祉局障害者支援課	畝本 孝彦(自立支援担当監)	
		秦 俊治(グループリーダー)	
		吉岡 芙未(主任)	

第1回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議  
専門部会（手話言語条例（案）の検討）

次 第

〔日時：令和7年5月23日（金）  
14:00～15:00  
場所：広島県立総合体育館 中会議室〕

1 開 会

2 手話言語条例の素案（たたき台）に対する意見と対応方針（案）

3 閉 会

○ 配付資料

- ・次第
- ・出席者名簿（※）

- ・資料1 広島県情報コミュニケーション条例の素案（たたき台）に対する意見と対応方針（案）について
- ・資料2 広島県情報コミュニケーション条例（仮称）の素案（新旧対照表）
- ・資料3 広島県手話言語条例（仮称）の素案（たたき台）に対する意見と対応方針（案）について
- ・資料4 広島県手話言語条例（仮称）の素案（新旧対照表）
- ・資料5 各市町の状況について

（※）以降、第2回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議と同じ資料

## 第2回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議 次 第

日時：令和7年5月23日（金）  
15:00～16:00  
場所：広島県立総合体育館 中会議室

### 1 開 会

### 2 情報コミュニケーション条例の素案（たたき台）に対する意見と対応方針（案）

### 3 その他

### 4 閉 会

#### ○ 配付資料

- ・次第
- ・出席者名簿
- ・資料1 広島県情報コミュニケーション条例の素案（たたき台）に対する意見と対応方針（案）について
- ・資料2 広島県情報コミュニケーション条例（仮称）の素案（新旧対照表）
- ・資料3 広島県手話言語条例（仮称）の素案（たたき台）に対する意見と対応方針（案）について
- ・資料4 広島県手話言語条例（仮称）の素案（新旧対照表）
- ・資料5 各市町の状況について